

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇七―六六―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下大谷字五反田五番八 他十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百一立方メートル